

文教子ども委員会  
(子ども家庭局)  
令和2年6月18日

**BE KOBE**

**令和3年度  
国家予算に対する提案・要望  
(子ども家庭局関係分)**



**神戸市**

### III. 市民生活を守るための取組みの推進

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

#### 【提案・要望の背景】

- 感染拡大に伴う保育所・学童保育施設等の特別保育への移行や、学校園の臨時休業等により、子どもたちや保護者を取り巻く環境が急変しており、状況に応じた支援策を展開していく必要がある。

#### 1) 市民生活の維持に対する支援の拡充

##### ○ 保育所等における児童の安全確保のための財政支援の拡充

- 感染拡大に伴う保育所・学童保育施設等の特別保育への移行や、学校園の臨時休業等により、子どもたちや保護者を取り巻く環境が急変する状況下においても、子どもたちの生活・教育環境を守るため、十分な財政支援の継続が必要である。特に、学童保育施設においては、勤務時間の短さから非正規雇用職員が多くを占めることを踏まえ、体制確保のため感染症対策により勤務時間が急増する職員の控除対象配偶者及び社会保険の被扶養者の収入要件について、それぞれの収入上限額を緩和するなどの措置が必要である。
- 保育所・学童保育施設等での感染拡大防止の観点から、マスクやアルコール消毒液といった衛生用品の継続的な配備が必要である。

1) こども家庭局 幼保振興課長 小園 大介	_____	078-322-5212
こども家庭局 幼保事業課長 荻野 一郎	_____	078-322-6855
こども家庭局 こども青少年課長 上田 泰	_____	078-322-6664

## VIII-1. 待機児童解消に向けた取組みの推進

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 本市では、過去5年間で約4,100人分の保育定員の拡大を行うなど、様々な施策を実施してきた。待機児童数は減少傾向にあるものの、令和2年4月においても52名が待機児童となっている。
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、保育ニーズの増加が見込まれる中、待機児童の解消に向け、「子ども・子育て支援新制度」施行時に予定されていた1兆円超の財源確保に加え、施設整備・定員拡大や保育人材確保等の取組みに対して、より一層の国からの支援が不可欠である。

### 1) 教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業等への財政支援

#### ○ 「量的拡充」及び「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源の確実な確保

- 子ども・子育て支援新制度において、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上を図るために必要とされている1兆円超の財源のうち、0.7兆円程度は消費税増収分から充当されているが、残りの0.3兆円超に関しては、具体的な確保策が示されていない。

・ 残りの0.3兆円超について恒久的な安定財源の確保

(参考) 0.3兆円超の追加財源によって実施予定の「質の向上」(主なもの)

- ・ 1歳児の職員配置の改善(6:1 ⇒ 5:1) [所要額 670億円]
- ・ 4・5歳児の職員配置の改善(30:1 ⇒ 25:1) [所要額 591億円]
- ・ 主幹教諭・主任保育士の専任化 [所要額 264億円]

#### ○ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施にかかる事業費の確保

- 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、令和2年度は、無償化にかかる事務費を全額国費による負担として措置することとされていたが、令和3年度以降は、財源措置の対象が認可外保育施設の無償化にかかる事務費に限られている。

・ 地方自治体の負担が増えることのないよう、令和3年度以降も無償化にかかる事務費について、全額国費による財源措置

#### ○ 病児保育事業に対する財政支援の拡充

- 賃借料等に対する国の経常的な財政支援がないことが、病児保育事業の開始につながらない要因のひとつとなっている。
- 保育所等と同様に病児保育室においても、保育士確保が喫緊の課題であるが、病児保育室の保育士は、保育所等の処遇改善等加算の対象ではないため、保育士確保がより困難な状況である。

・ 病児保育事業を推進するため、賃借料等に対する経常的な財政支援  
 ・ 病児保育室の保育士に対する処遇改善にかかる財政支援

(参考) 病児保育事業にかかる既存支援策 (市単独事業を含む)

【現行の賃借料に対する補助 (子ども・子育て支援交付金: 国 1/3 県 1/3 市 1/3)】

・礼金及び賃借料 (開設前月分) 1 か所あたり 600 千円 ※1 回限り

【病児保育事業賃借料等補助金 (市単独事業)】

・賃借料加算: 上限 100 千円/月 (賃貸物件)

※新設のみ補助 (100 千円/月・開設前後 12 か月上限) を既存施設も含めた経常的な補助へ拡大

・減価償却費加算: 25 千円/月 (自己所有物件)

【病児保育事業処遇改善等加算 (市単独事業)】

・処遇改善費加算:  $48,740 \text{ 円} \times \text{人数 A} + 6,090 \text{ 円} \times \text{人数 B}$  (上限月額)

※人数 A = 利用定員による最低配置人数  $\times 1/3$ 、人数 B = 利用定員による最低配置人数  $\times 1/5$

## 2) 教育・保育施設等の整備及び耐震・老朽改修のための財政支援

### ○ 保育所等整備交付金等における補助率のさらなる拡充

●「待機児童解消加速プラン」の次期計画として「子育て安心プラン」が国より示され、令和 2 年度においては「子育て安心プラン」に参加する市町村であること等の要件を満たし、定員の増加を伴う整備 (創設、増築、増改築) を行う場合、国庫補助金の補助率が嵩上げされている。

・国庫補助金の補助率の嵩上げの維持及びさらなる拡充

(参考)

従来の負担割合 → 国: 1/2、市: 1/4、事業者: 1/4

嵩上げ後の負担割合 → 国: 2/3、市: 1/12、事業者: 1/4

## 3) 保育士等の人材確保に向けた財政支援

### ○ 保育士等の就業及び定着の促進をはかるための処遇改善

●待機児童の解消に向けた保育定員の拡大にあわせ、保育人材の確保が大きな課題となっており、国においては、処遇改善加算制度等により保育士の処遇改善に一定の取組みはなされているが、国の「令和元年度賃金構造基本統計調査」において、保育士の月額賃金は全職種平均と比べ約 10 万円の差がある。

●改正認定こども園法の施行後 5 年間とされていた特例措置 (幼稚園教諭免許のみ有する者であっても、特例措置として保育教諭とみなされる) が延長されたが、「保育士宿舎借り上げ支援事業」の対象者は、認定こども園に勤務する保育士資格を有する者のみが対象とされており、幼稚園教諭免許のみを有する者は対象外とされている。

・質の高い教育・保育を提供するため、さらなる処遇改善策の実施

・認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許のみを有する者への対象拡充

1) 3)	こども家庭局 幼保事業課長	荻野 一郎	_____	078-322-6855
2)	こども家庭局 整備担当課長	小寺 孝治	_____	078-322-6924
3)	こども家庭局 幼保振興課長	小園 大介	_____	078-322-5212

## VIII-2. 子育て家庭の経済的負担の軽減

»内閣府、厚生労働省

### 【提案・要望の背景】

- 今後、人口減少・超高齢社会がより一層進展すると見込まれる中、少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されているが、子育てしやすい環境を推進するために、国策としてのこども医療費助成制度の創設や無償化の対象外である0～2歳児（非課税世帯を除く）の教育・保育施設等にかかる利用者負担の軽減等により、国・地方が一体となって子育て家庭の経済的負担を軽減していくことが不可欠である。

### 1) 持続可能なこども医療費助成制度の確立

#### ○ 国策としてのこども医療費助成制度の創設

- 国の制度として未就学児にかかる医療費の負担軽減措置（3割→2割）はあるが、未就学児以降の子どもに対する医療費助成制度はなく、自治体がそれぞれ独自の助成制度を実施している。
  - ・ 社会保障制度として安定して持続可能な制度とするため、全国一律の制度創設

（参考）神戸市のこども医療費助成制度

（入院）0歳～中3：無料

（外来）0歳～3歳未満：無料、3歳～中3：上限400円/回（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

### 2) 教育・保育施設等にかかる利用者負担の軽減

#### ○ 住民税課税世帯の0～2歳児にかかる国基準利用者負担額の引下げ

- 教育・保育の無償化において、住民税課税世帯の0～2歳児は対象外となっている。

（参考）本市における令和2年度の対国基準徴収率：68.5%（所要額：約15億8千万円）

#### ○ 多子世帯の利用者負担軽減にかかる所得要件の撤廃

- 多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）について、国制度では年収約360万円を超える世帯において、多子計算にかかる同時在園要件が課されている。
  - ・ 所得に関わらず多子計算にかかる同時在園要件の撤廃し、全ての世帯について扶養順で第2子半額、第3子以降無償化

（参考）本市では、独自に年収520万円以下の世帯まで要件を緩和しており、さらに令和2年9月からは全ての世帯において同時在園要件を撤廃する予定

- |                  |       |              |
|------------------|-------|--------------|
| 1) こども家庭局 調整担当課長 | 筒井 利典 | 078-322-5522 |
| 2) こども家庭局 幼保振興課長 | 小園 大介 | 078-322-5212 |

### Ⅲ. 子育て・教育環境の充実

»厚生労働省

#### 1) 児童福祉施策の拡充

##### ○ 児童養護施設等における障害児加算の創設等、人員配置の充実に対する財政支援の拡充

- 児童養護施設等においては、発達障害児など、支援が困難な児童に対応するための人員配置が必要であるが、人員配置に要する財政支援が不十分である。
- 施設措置の主な理由が虐待で、長期入所している児童に対するケアを充実させる必要があるが、被虐待受入加算の加算適用期間が認定後1年間に限られている。
- 栄養士の配置については、施設定員41名以上の場合に配置を義務づけられているが、配置義務のない施設においても、栄養士による献立や帳票類の作成等が求められている。
  - ・障害児加算の創設など人員配置の充実に要する財政支援の拡充
  - ・被虐待受入加算の認定後2年目以降についても、加算適用期間とするなどの財政支援の拡充
  - ・全施設での栄養士の配置を義務づけるとともに財政支援の拡充

##### ○ 児童家庭支援センターにおける人員配置に対する財政支援の拡充

- 国が定める職員配置基準（相談支援担当職員2名及び心理療法等担当職員1名）に対する国庫補助基準額が低く、児童家庭支援センターの設置・運営が困難な状況にある。

##### ○ 自立援助ホームにおける心理士配置に対する財政支援の拡充

- 心理的側面から入所児童等の自立支援を行うための心理士配置にかかる国庫補助金額が低く常勤職員の配置が難しい。
  - ・常勤職員の配置を可能とするための財政支援の拡充

##### ○ ファミリーホームに対する財政支援の拡充

- 児童養護施設等の事務費は、施設の定員数に応じて算定されるが、ファミリーホームについては、入所児童数に応じて算定されるため、運営が不安定になりやすい状況にある。
  - ・ファミリーホームの事務費について定員数に応じた算定方法への変更

##### ○ 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充

- 放課後子供教室は、放課後等の小学校の図書室や多目的室・運動場などを利用し、地域ボランティアの協力を得て実施しているが、地域人材の確保が課題となっている。
  - ・人材の確保のための処遇改善が行えるよう国庫補助金（学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金）の補助率の引上げ

○ 放課後児童健全育成事業における障害児加算制度の拡充

- 障害児の受け入れ体制を確保するためには、職員の継続的な雇用が必要であるが、現状の障害児加算については、対象児童が退会した月末時点で加算の対象外とする算定方法であるため、職員の年間を通じた雇用が難しい状況となっている。
  - ・職員を継続的に雇用できるよう年間を通じた算定方法の導入

○ 児童館の整備に対する財政支援の拡充

- 本市の児童館については、昭和40年代から50年代に建設したものが多く、老朽化が進んでおり、子どもたちや保護者に安全に、また安心して利用していただくために、早急に大規模改修や建て替えを行う必要がある。
  - ・施設整備が進みやすい環境を整えるため、国庫補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の補助率の引上げ